

令和2年度第5回福生市地域福祉推進委員会会議要録

| | |
|-----|---|
| 日時 | 令和2年11月11日(水) 午後2時～3時15分 |
| 場所 | 福生市役所 第一棟 2階 第1・第2会議室 |
| 出席者 | 会長 萬沢 明 副会長 板寺 正行 委員 佐々木 和仁、諏訪 潤、徳田 稔、平野 千恵子、 森田 哲哉、三井田 章、大戸 規彰、前 里恵、土谷 利美、佐藤 豊、志賀 義幸、 濱中 供子、半澤 比呂美、高野 雅史 |
| 事務局 | 町田福祉保健部長、浅田子ども家庭部長、岩木社会福祉課長、天野介護福祉課長、 上杉子ども育成課長、野崎子ども家庭支援課長、石野福祉総務係長、 山岡障害福祉係長、小村高齢福祉係長、吉岡介護保険係長、 和田地域包括支援センター係長、佐野地域包括支援センター係主査、 宮脇介護保険係主査、西野福祉総務係主任、安東福祉総務係主事 |

[事前配付資料]

- ・事前資料1 第6期福生市地域福祉計画中間答申(案)
- ・事前資料2 福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画中間答申(案)
- ・事前資料3 第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録

[当日配付資料]

- ・資料4 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)中間答申(案)
- ・資料5 第6期福生市地域福祉計画(概要版)
- ・資料6 福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(概要版)
- ・資料7 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)(概要版)
- ・資料8 第4期福生市バリアフリー推進計画(素案)

1 開会(福祉保健部長)

事務局：今日は、各計画の中間答申(案)について御協議いただく予定となっています。

2 会長あいさつ

会長：この会議は今回で5回目になります。中間答申の時期が来ました。今日もよろしくお願ひします。

3 議題

(1) 第6期福生市地域福祉計画の中間答申(案)について

会長：議題(1)「第6期福生市地域福祉計画中間答申(案)について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：第5章の「人権尊重と権利擁護の充実[基本目標2(3)](福生市成年後見制度利用

促進基本計画)」には、成年後見制度利用促進基本計画が地域福祉計画に内包されており、基本目標2(3)に紐づいて策定されていることを示しています。第6章の「安全安心な地域づくりの推進 [基本目標2(4)](福生市再犯防止推進計画)」も、第5章と同じく、再犯防止推進計画が地域福祉計画に内包されており、基本目標2(4)に紐づいて策定されていることを示しております。

「1 計画策定の背景と趣旨」は、冒頭部分の「人生100年時代と言われる長寿社会を迎え」から「地域とのつながりが希薄化しています。」までの文言を修正しました。また、「更に、私たちの生活を脅かす」から「～重要な課題です。」までの一文を修正したほか、成年後見制度利用促進基本計画と再犯防止推進計画を第6期地域福祉計画に内包することに力点を置いて、書き直しています。

「2 計画の位置づけ」の「(3)市の主要な計画及び関連計画との関係」では、地域福祉計画を福祉分野の上位計画に位置づけることをより具体的に表した図に変更しました。

「第2章 福生市の地域福祉を取り巻く現状」の「1 人口動態」の「(1)人口と世帯の推移」と「(2)年齢3区分別人口構成比の推移」、また「2 高齢者の状況」の「(1)高齢者人口の推移」に令和2年度のデータを追加しています。「(3)待機児数の推移」は年度ごとのグラフを表に差し替えており、「※年度途中には待機児童が発生しています。」と記載し、「(6)児童・生徒数の推移」のグラフは新たに追加しました。「6 市民活動の状況」の「(2)NPO法人(特定非営利活動法人)の活動状況」は、23団体の具体的な活動分野を追加しました。「10 計画策定に際しての課題」は、(1)から(10)までの見出しを課題の名称に変更しました。

第3章「基本的な計画の考え方」の「3 基本目標」では、第2章で整理した10の「計画策定に際しての課題」を改善するための「施策の方向性」を示しています。「(2)地域福祉を担う各主体の役割」では、ページの右端に補助線を挿入し、各団体の役割を「市民【自助】」「地域【共助(互助)】」「行政【公助】」と示しています。「5 計画の体系」では、基本理念とそれを実現するための3つの基本目標、その目標を達成するための10の施策の方向性を体系として表しています。「福生市成年後見制度利用促進基本計画」は、基本目標2の施策の方向性「3 人権尊重と権利擁護の充実」に紐づいており、「福生市再犯防止推進計画」は基本目標2の施策の方向性「4 安全安心な地域づくりの推進」に紐づいていることを表しています。「基本目標2 支援が必要な人を支える地域づくり」の「(1)顔の見える関係づくりと健康づくりの推進」は、【主な施策・事業】に「④民生委員・児童委員への支援と協働活動の推進(再掲)」を、顔の見える関係づくりを象徴する事業として追加しました。また「(4)安全安心な地域づくりの推進」の【主な施策・事業】に「⑩「社会を明るくする運動」の推進(再掲)」を安全安心な地域づくりを象徴する事業として追加しました。

「第5章 人権尊重と権利擁護の充実 [基本目標2(3)]福生市成年後見制度利用促進基本計画」及び「第6章 安全安心な地域づくりの推進 [基本目標2(4)](福生市再犯防止推進計画)」の「1 趣旨」及び「2 位置づけ」を、前回から見出しを変更しました。

本計画は概要版とともにパブリックコメントを実施します。なお、パブリックコメントには、中間答申に資料編の一部である用語解説も付ける予定です。

会 長：御質問、御意見、いかがでしょうか。

再犯防止推進計画について、保護司との連携、協力について、あまり触れられていなかった気がします。「民間協力者との活動」が当てはまりますか。

事務局：国のガイドラインでは保護司や更生保護女性会などを含めて民間協力者という位置づけで整理しています。当該計画に記載の全ての「施策・事業」に保護司が関係しており、特に「民間協力者の活動支援」では保護司に対する直接的な支援の内容、それから面接の場の提供について記述しています。

会 長：日常的に保護司と連携しながら対応していくかたちではなく、『「保護司」に対して、謝礼を支払うなどして活動を支援します』と書いてあります。保護司の方たちとの連携・協力関係をつくるかたちの取組も必要ではないかと思い質問しました。

事務局：再犯防止に関して市がどれくらい関与できるは、大きな課題です。「保護司が誰と何をしているか」などの情報は共有できませんが、会議や研修会の開催等の情報は共有し支援しています。保護司が誰と面接しているかなどの個人情報等は、現時点では連携できないため、地域福祉計画の中では保護司の活動内容の連携までは記載できておりません。

会 長：わかりました。

その他、御意見、御質問等ありますか。なければ、議題（２）に入りたいと思います。

（２）福生市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の中間答申（案）について

会 長：議題（２）「福生市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の中間答申（案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：第１章「計画の策定に当たって」の「２ 計画の位置付け」の図を改めています。第３章「計画の基本的な考え方」の「１ 計画の基本理念」及び「２ 計画の基本目標」は、現行計画の内容を踏襲します。「３ 計画の基本視点」は、福生市総合計画（第５期）及び第６期福生市地域福祉計画の行動指針と連動した内容に改めています。第４章「基本計画」の「１ 障害がある人が元気に安心して暮らせるまちづくり」の「（２）権利擁護体制の確立」の【主な施策】「②成年後見制度支援事業の周知・促進」の内容に、「一定の要件に該当する人について、「成年後見制度利用支援事業」を促進します。」とありますが、削除します。また、「③成年後見制度法人後見支援事業の実施」は、次期計画の段階においては「実施の検討」と変更し、内容も、「成年後見制度利用者が増加していくことを見越して、法人後見が活用できる体制の整備についても検討します」と改めたいと考えています。

第６章「障害福祉サービスの提供見込み」の「１ 障害福祉サービス相談支援の提供見込み」の「（７）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者ごとの参加者数」の令和５年度の見込み量は、前回の資料では１０人としていましたが、関係者ごとに人数を設定する必要が

あるとの国の見解があったため、人数を設定し直しています。

資料6「概要版」は、数値等を改め、内容を修正しました。

会 長：御質問や御意見がありましたらお願いします。

委 員：第2章の「2 障害福祉サービスの利用状況」「(3) 障害児通所支援サービス」の「⑤ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」について質問です。「相談支援専門員等の配置を促進する」とありますが、相談窓口はどこになり、相談支援専門員がどこにいるのか教えていただきたいです。

事務局：現状では、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置はありません。今回の計画で、令和3年から5年までに見込み量を1としています。コーディネーターとして活動するには、東京都が実施する研修を受講する必要があります。今年度、障害福祉課の保健師1名が受講予定です。来年度に基幹相談支援センターでもある障害福祉課にコーディネーターを配置したいと考えています。

会 長：医療的ケアは医療の中身が非常に幅広く、専門的な知識を要求されます。研修を受けて、コーディネーターが配置されるかたちになればよいと思います。その他、いかがでしょうか。他になければ議題(3)に進みます。

(3) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)の中間答申(案)について

会 長：議題(3)「福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)の中間答申(案)について」、事務局より説明をお願いします。

事務局：資料4の第2部「高齢者福祉計画 介護保険事業計画」の第3章「介護保険事業計画」の3「第8期介護保険事業計画における市の取組」「(1) 地域福祉ケアシステムの推進に向けた体制整備」について、最初に地域包括支援センターの説明と、目指す姿を記載しました。続いて圏域の図を提示し、地域包括支援センターの取組について記載しています。また、①から④の表題を変更し、それに伴う説明文を整理しました。

「(2) 高齢者の暮らしを支える体制の充実」の「②リハビリテーションサービス提供体制の構築」では、国の指針により、地域のリハビリテーションの重要性とその取組及び目標を記載することとなっているため、重要性の記載とともに、介護予防普及啓発事業の中の理学療法士出張相談を継続実施し、リハビリテーションの重要性・必要性について普及啓発を行うことを施策の目標として記載しました。「④認知症施策の推進」では、一番上に「認知症施策推進大綱」に基づいて施策を進めていくことを追記しました。成年後見制度は「福生市成年後見制度利用促進基本計画」に基づいて施策を進めていくことを追記しました。

「(4) サービス提供体制の充実と介護給付費の適正化」の「③災害や感染症対策に係る体制整備」は、国の指針の新項目で、災害時や新型コロナウイルス感染症に備えた取組についての記載があることから、東京都、防災担当部局、関係機関等と連携して、介護事業所等への支援・応援体制を構築する旨を記載しました。「④介護給付適正化計画」では、「事業内容」と「現状の取組」を、現行計画よりも詳細に記述し、継続してそれらの取組を実施する旨も記載しました。

「4 第1号被保険者(65歳以上)介護保険料の見込み」の「(2) 介護保険給付費

見込み額」について、第8期計画における介護保険料額に関する数値は引き続き算定中で、中間答申では記載していません。「第3部 資料」は用語の解説や条例、名簿等を列挙します。本計画も資料7の概要版とともにパブリックコメントを実施します。

会 長：御質問、御意見のある方はお願いします。

委 員：資料4の第2部第3章の2（1）の「②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護」に関連した意見なのですが、この数年、介護サービスが適用されず困っている方がいらっしゃると思います。他自治体では、このような制度の狭間にいる方へのサポート体制を設けている事例もあるようです。福生市においても、制度の狭間にいる方へのサポート体制について、御検討いただけないでしょうか。

会 長：介護保険に該当しない、あるいは障害分野の色々な給付にも該当しない狭間の方のことかと思えます。市での対応は難しい部分があるかもしれませんが、そのような実情があるので検討していただきたいという要望だと思います。

事務局：他市の事例があると伺いましたので、できることには前向きに取り組んでいきたいと思えます。

会 長：その他、いかがでしょうか。

委 員：高齢や障害の分野にかかわらず、日常生活においては法律や計画の範囲内では済まないことが多々あると思えます。福生市独自の施策を今後御検討いただき、ぜひ色々な部分で柔軟に対応していただけたらと望んでいます。

会 長：どうしても狭間の問題は出てきます。実際にサービスを必要としている方がいるので、どのように解決していくのか、知恵を絞らないといけません。

その他、いかがでしょうか。特になければ、議題（4）に進みます。

（4）その他

ア 第4期福生市バリアフリー推進計画（素案）について

会 長：今回は参考としての情報提供となります。事務局から説明をお願いします。

事務局：「第4期福生市バリアフリー推進計画（素案）」は、参考としての情報提供となります。第4期は、現行計画である第3期を踏襲しており、基本理念は「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ活動できるまち」としました。現行計画では基本目標4として「施策面等におけるバリアフリー等」を掲げていましたが、心のバリアフリーに吸収させ、基本目標を、現行計画の4つから3つに整理しました。

「第4章 分野別推進計画」は、現行計画と同様に8つの分野ごとの【現状と課題】【施策の方向】【主要施策】を記載しています。基本目標1の「分野1 道路」では、【現状と課題】でこの5年間の現状を更新しています。【主要施策】の表には、新たに「所管課等」の欄を設けました。「分野2 駅」の【現状と課題】は記載にあるように、熊川駅と東福生駅にバリアフリーの課題が残っております。「分野3 建築物」は、民間施設・住宅のバリアフリー化の推進を加えました。「分野5 学校施設」は学校教育における施設整備を1つの分野として独立させました。

基本目標2の「分野1 学校教育と生涯学習」は、新たに設けた分野で、学校教育と生

涯学習の施設整備を除いた部分を1つの分野として独立させました。「分野2 環境整備」には、現行計画の「施策面等のバリアフリー等」の事業を【主要施策】にまとめております。

基本目標3の「分野1 情報」は、現行計画においては分野別推進計画の「組織の対応」の中にあつたものですが、1つの分野として位置づけし直しました。

会 長：その他で何かございますか。なければ次の議事に進みます。

4 中間答申

事務局：本日御審議いただいた中間答申は3件です。第6期福生市地域福祉計画の中間答申(案)、福生市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の中間答申(案)、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)の中間答申(案)です。これらは本日の委員会での審議の内容を反映し、福生市地域福祉推進委員会からの中間答申とさせていただきます。修正作業は、事務局に一任いただきますようお願いします。それでは、中間答申をいただきたいと思えます。

— 会長より、中間答申 —

事務局：中間答申をいただき、ありがとうございました。今後は、市長へ中間答申として報告し、パブリックコメントを行います。パブリックコメントの日程は、中間答申の結果を12月に議会で報告し、1月19日までの間に市議会議員の意見を徴収する予定です。市民の皆さまに対しては、1月5日から1月19日までの予定で意見を募集する旨を広報ふっさ1月4日号及び福生市ホームページにてお知らせします。パブリックコメントの終了後、その意見をとりまとめて次回第6回地域福祉推進委員会において提示し、最終答申案を御審議いただきます。

5 その他

(1) 第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録について

事務局：第4回福生市地域福祉推進委員会会議要録は、前回10月20日に開催した会議要録です。お気づきの点などありましたら、御指摘ください。特になければ、本日の会議資料と併せて福生市ホームページに掲載する予定です。

(2) 今後の委員会の開催予定

事務局：今後の委員会の開催予定です。次回第6回委員会は令和3年1月26日(火)午後2時から、福生市役所第2棟4階委員会室で開催予定です。

(3) その他

事務局：事務局で用意している、その他の案件はありません。皆さまから何かありますでしょうか。なければ、第5回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

(午後3時15分終了)